

## 岡山市高齢者入浴促進事業実施要綱

(昭和59年4月)

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者に公衆浴場入浴券（以下「高齢者入浴券」という。）を給付することにより、公衆浴場の利用を通じて、健康の増進及び生きがいの高揚を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 高齢者入浴券の給付を受けることができる者は、本市に住所を有する低所得世帯（原則として生計の中心となる者が市民税を課せられていない世帯をいう。）の65歳以上の者で、自宅に入浴設備がないものとする。

### (給付申請)

第3条 高齢者入浴券の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡山市高齢者入浴券給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (給付決定)

第4条 市長は、前条の給付申請を受けたときは、速やかに給付の可否を決定し、岡山市高齢者入浴券給付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、高齢者入浴券の交付をもって決定通知書に代えることができるものとする。

### (入浴券取扱浴場)

第5条 入浴券を使用できる公衆浴場は、岡山県知事が指定した公衆浴場入浴料金統制額の範囲内の金額で営業している公衆浴場（以下「取扱浴場」という。）とする。

2 取扱浴場は、毎年度当初に入浴料金として当該取扱浴場が現に徴している額を、岡山市高齢者入浴促進事業入浴券取扱浴場入浴料金届（様式第3号）により市長に届け出るものとし、当該入浴料金を改定したときも同様とする。

### (入浴券の使用)

第6条 第4条の規定により高齢者入浴券の交付を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、利用の都度、高齢者入浴券1枚を取扱浴場に提出するものとする。

### (給付枚数)

第7条 高齢者入浴券（様式第4号）の給付枚数は、1人につき1か月6枚とし、これを紛失したとき、又は盗難のときにおいても再交付は行わないものとする。

(届出義務)

第8条 給付決定者が、第2条に規定する要件を欠いたとき、又は高齢者入浴券の給付を受ける必要がなくなったときは、直ちにその旨を市長に届出の上、未使用の高齢者入浴券を返還しなければならない。

(給付の取消)

第9条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその給付決定を取り消し、既に給付した高齢者入浴券があるときは、これを返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請により高齢者入浴券の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 高齢者入浴券を無断で他人に譲渡したことが判明したとき。
- (3) 前条に規定する届出を怠ったことが判明したとき。

(入浴費の給付)

第10条 市長は、高齢者入浴券の使用のあった取扱浴場に対し、入浴費として、入浴券1枚につき350円を給付するものとする。

2 前項の規定による入浴費の給付を受けようとする取扱浴場は、四半期毎に請求書に入浴券を貼り付けた高齢者公衆浴場入浴券整理台紙(様式第5号)を添えて、当該四半期の最終月の翌月5日までに市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求が適当であると認めたときは、第1項に規定する金額を、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(台帳の整理)

第11条 岡山市は、高齢者入浴券の給付状況を明らかにするため、高齢者入浴券給付台帳を備えるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行し、平成26年度の高齢者入浴券給付事務から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

課長	課長補佐	係長	副主査	課員	担当者

下記申請者に入浴券を給付してよろしいか。

## 岡山市高齢者入浴券給付申請書

年 月 日

岡山市長様

本人住所 岡山市 区

氏名

(署名又は記名押印)

生年月日 年 月 日

電話番号

私は、岡山市高齢者入浴促進事業実施要綱に基づき、高齢者入浴券の支給を申請します。

なお、自宅に入浴設備はありません。

(署名又は記名押印)

非課税世帯確認済

この申請につき、岡山市が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うことに同意します。

### [注意事項]

※ 入浴券は、原則申請書と引き換えに申請者本人へ交付します。その際、身分証の提示が必要です。必ずご持参下さい。

(身分証とは、免許証、保険証、マイナンバーカードなどです。)

[入浴券交付時確認事項] ※岡山市記入欄 [本人確認]

免許証 ・ 保険証 ・ マイナンバーカード

その他 ( )

入浴券交付日： 年 月 日

確認者：

年 月 日

様

岡山市高齢者入浴券給付決定（却下）通知書

岡 山 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました岡山市高齢者入浴券（350円を上限とする助成券）の給付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 入浴券を給付することに決定しました。  
交付枚数 枚 年 月分から 年 月分まで  
( か月分・・・1か月あたり6枚)  
※有効期限は、 年3月31日です。
- 入浴券を給付しないことに決定しました。  
(却下理由)

※注

- (1) 次のいずれかに該当するようになったときは、入浴券の使用の資格がなくなり、ご連絡の上、未使用の入浴券をもよりの にお返しください。
- ◎市外へ転居される時。
  - ◎世帯の生計中心者に市民税が課せられるようになったとき。
  - ◎自宅に入浴設備を設置されたとき。
- (2) 次の場合には、入浴券の給付決定を取り消すことがあります。
- ◎虚偽の申請により、入浴券の給付を受けたことが判明したとき。
  - ◎無断で他人に譲渡したことが判明したとき。
  - ◎注(1)の届出を怠ったことが判明したとき。
- (3) 入浴券を紛失したとき、又は盗難にあったときにおいても、入浴券の再交付はできません。

(備考)

- ※ 高齢者入浴券の給付を受けることができるのは、岡山市に住所があり、65歳以上の低所得世帯（生計の中心者が市民税非課税の世帯）の方のうち、自宅に入浴設備がない方です。

様式第3号

岡山市高齢者入浴促進事業  
入浴券取扱浴場入浴料金届

年 月 日

岡山市長 様

住所又は所在地  
岡山市

浴 場 名  
氏名又は代表者

(署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印))

岡山市高齢者入浴促進事業実施に伴い、当浴場の入浴料金を下記のとおり届け出ます。

記

◎入浴料金(大人) \_\_\_\_\_ 円

(表)

年度		
公衆浴場		
高 齢 者 入 浴 券		
岡 山 市		
●有効期限	年 月	日●

(裏)

<ul style="list-style-type: none"><li>● この券一枚で一回の入浴料のうち、350円を上限として助成いたします。</li><li>● この券を他人に譲渡することはできません。また紛失したとき、又は盗難のときにも再発行いたしません。</li></ul>
---

様式第 5 号

高齢者公衆浴場入浴券整理台紙

取扱浴場名	
総枚数	枚

No. \_\_\_\_\_
